

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(栃尾地域の魅力発信事業基本構想策定業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とします。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、評価委員会を設置して行います。
- (2) 評価委員会の委員は別に定め、栃尾支所地域振興課が庶務を行います。
- (3) 評価委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考します。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とします。
- (2) 提案書のヒアリングは、各事業者3人以内、15分間の持ち時間で提案書に基づいた説明を行い質疑応答を10分程度行います。※別途5分の準備時間があります。
- (3) 提案書の記述項目、ヒアリングの内容及び説明者に関して、選考評価基準を基に各委員が採点します。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として特定します。

4 選考評価基準

評価項目	配点
提案書・ヒアリング評価	
○提案書の作り方（情報処理・資料作成能力） <ul style="list-style-type: none"> ・理解しやすい表現、簡潔・平明な文章であるか ・矛盾や飛躍がなく説得力のある論理構成であるか ・情報やデータの使い方、分析・処理の仕方が明快であるか 	10点
○コミュニケーション力・説明の仕方 <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧で聞き取りやすい話し方であるか ・要領を得た説明であるか ・提案書の説明及び質問に対する応答が明快で的確であるか 	10点
○提案の内容（提案力・技術力） <ul style="list-style-type: none"> ・依頼者の考え方、条件、要望に沿った提案内容であるか ・採用したいと思わせる独創的・画期的な提案であるか ・地域ブランディング及びプロモーション施策に対する考え方が評価できるか ・栃尾地域（長岡）の現状や特性を的確に認識しているか ・地域の意向把握の方法や取組みに工夫があるか ・効率的で実効性の高い業務スケジュールが計画されているか 	60点
○業務実施の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績は評価できるか ・本業務を円滑に実施できる体制が整っているか ・見積金額に妥当性はあるか 	10点
○その他業務の目的を達するために有効な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、創意工夫など優れた点があるか 	10点
総合評価（得点の合計）	100点